

弥彦村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
の一部改正について

弥彦村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成9年新潟県西部広域消防事務組合条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

弥彦村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例

弥彦村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成9年新
潟県西部広域消防事務組合条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「水火災、その他の災害」を「災害（水火災又は地
震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条及び第13条を次のように改める。

（報酬）

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

- 2 団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。
- 3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表
第2に定める出動報酬を支給する。ただし、その他の出動における区
分については、団長が別に定める。
- 4 年額報酬及び出動報酬は、7月、10月、1月及び4月の4回に分割して
支給することができる。
- 5 団員が職を離れ、又は死亡したときは、月割計算により当該月分ま
での年額報酬を支給する。ただし、年額報酬は、いかなる場合にお
いても重複して支給しない。
- 6 年額報酬及び出動報酬等の支給は、受給者の申出により、その全部
又は一部を口座振替の方法により、支払うこととする。

（費用弁償）

第13条 団員が公務のため旅行した場合は、弥彦村一般職相当職とみ
なし費用を弁償する。

別表を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

区 分	年額報酬
団長	132,000円
副団長	86,000円

分団長	63,800円
部長	41,800円
班長	37,000円
団員	36,500円

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第12条関係）

区 分		出動報酬
災害の場合	2時間未満	2,000円/日
	2時間以上4時間未満	4,000円/日
	4時間以上	8,000円/日
その他の場合	警戒、訓練、広報、会議等	3,600円/回

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。